



>>>>>>あなたも、ぜひ<<<<<<<  
**いちようの会サポーターに!**  
 よろしくお願ひします

〒530-0047 大阪市北区西天満 4 丁目 2 番 7 号昭栄ビル北館 大阪いちようの会  
 TEL06-6361-0546

平成 4 年、大阪いちようの会が設立されてから 21 年。多重債務に陥った方々の法的救済を含めた経済的自立の支援と高金利の根絶をめざして、常に多くの仲間と手を携えてがんばってきました。その結果、8500 名を超える方々がいちようの会から巣立っていきました。運動的にも前進を勝ち取りつつあります。

しかし、広がる貧困に対する取り組みは道半ばです。私たちは「さまざまな反貧困の取り組み」「生活困窮打破の取り組み」を強化します。情勢はまだまだ、いちようの会を必要としています。そこで、いちようの会の活動を財政的に大きく支えていただきたく、サポーター制度への登録をお願いしている次第です。ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

- ① ゆうちょ銀行にみなさん個人の口座を開設ください。(開設済の場合はその口座で)
- ② いちようの会へ「サポーター登録用紙=下票」をご提出ください。
- ③ あわせて、いちようの会へ「自動払込利用申込書」をご提出ください。  
 印鑑はゆうちょ銀行のお届け印です。  
 (返信用封筒に入れていちようの会へご送付ください。)(裏面参照下さい)
- ④ いちようの会から③の用紙とあわせ、毎月ゆうちょ銀行にデータで振替依頼をします。
- ⑤ 毎月、5日(5日が土・日の場合は月)に自動的に一定金額がいちようの会に振替入金されます。(再振替は15日です。)
- ⑥ 多くの方々の「支え」がいちようの会の運動を守り発展させます。

**サポーター制度とは?**

**大阪いちようの会サポーター登録用紙** (○で囲んでください。)

私のゆうちょ銀行口座から、毎月5日に500円・1000円・2000円・3000円、あるいは私の任意の金額( \_\_\_\_\_ 円)をいちようの会へ振替入金することに同意します。

年 月 日

弁護士 司法書士 会員 一般 (○で囲んでください。)

フリガナ \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

☐ 電話 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_